

平成20年度財務監査（9）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。併せて、同条第10項の規定に基づき監査委員意見を付する。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施時期

平成20年11月12日から同月28日までの間において実日数8日間

（2）監査の方針

今回の監査は、平成20年度練馬区監査基本計画に沿い、平成20年度等の予算執行および財産管理等が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、また、経済性、効率性、有効性においても適正に執行されているかを主眼にして実施した。

（3）監査の視点

学校配当予算の執行は適正かつ計画的か、会計処理は適正か、サービス管理は適正か、金券等管理は適切か、的確な施設管理が行われているか、給食費未納者への対応が適切か、学校行事費等私費会計の管理が適切か等を主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

（4）監査対象

ア 教育委員会

小学校 豊玉小学校、豊玉南小学校、中村小学校、開進第三小学校、南町小学校、練馬第二小学校、練馬東小学校、旭町小学校、光が丘第一小学校、光が丘第二小学校、光が丘第三小学校、光が丘第五小学校、光が丘第八小学校、石神井台小学校、北原小学校、関町小学校、大泉小学校、大泉第四小学校

中学校 旭丘中学校、開進第二中学校、練馬中学校、光が丘第四中学校、石神井中学校、石神井南中学校、大泉中学校、大泉学園中学校、関中学校

幼稚園 光が丘わかば幼稚園

イ 健康福祉事業本部 児童青少年部

小学校内学童クラブ 豊玉南小学童クラブ、中村小学童クラブ、開進第三小学童クラブ、練馬第二小学童クラブ、練

馬東小学童クラブ、旭町小学童クラブ、石神井台小学童クラブ、北原小学童クラブ、大泉小学童クラブ

2 監査の結果

適正に執行されていた。しかしながら、一部に不適切な事例が見られたので改善するよう指摘した。

なお、出勤簿等のサービス管理が不十分な点が見られたので指導した。

(1) 工事請負契約に係る契約事務の適正化について

練馬第二小学校の教室床浮陸調整工事および教室床貼り工事において、簡易工事書により4件の別個の工事として行われていた。これらの工事について、工事台帳等関係書類、工事現場等を調査したところ、教室の床の浮陸を調整した後に床材を貼り付けるものであり、これら4件の工事は一連の工事と見なされるものである。したがって、学校長による契約ではなく教育長の権限による契約である。さらに、契約をする前に工事が行われていたことも確認された。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。(練馬第二小学校)

教育委員会においては、学校における契約事務が適正に行われるよう適切に指導されたい。(学校教育部)

(2) 工事請負契約に係る契約事務手続きの遵守について

旭丘中学校の電気工事、塗装工事において、簡易工事書により電気工事は3件、塗装工事は2件の別個の工事として行われていた。これらの工事について、工事台帳等関係書類、工事現場等を調査したところ、工事内容から見てそれぞれ一体の工事として見なされるものである。したがって、簡易工事書による契約ではなく、起工書を作成し施設課に事前協議を行うべき契約である。

当該契約は練馬区契約事務規則に定められた委任額を超えるものではなかったが、起工書の作成と施設課への事前協議という契約事務手続きを不当に省略したものとなった。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組

まれたい。(旭丘中学校)

なお、学校の工事経費について年度末に近い時期に追加配当されていた。場合によっては事務処理や年度内の工事実施に大きな負担が生じると推察されることから十分に配慮し執行されたい。(学校教育部)

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

○私費会計の取り扱いについて

学校行事費、教材費等のいわゆる私費会計は、保護者からその費用を預かり管理するものであり、公金に準じた取り扱いが求められる。

しかしながら、今回の監査において、金銭出納帳が備え付けられていない、領収書が添付されていない、管理監督者の関与が希薄など会計管理において不適切な事例が一部の学校で見受けられた。

一方、東京都教育委員会からも区市町村教育委員会あてに、区立学校での私費横領事件を受け、私費会計の事務取扱に関する規定の策定、私費会計に関する会計事故防止のための点検体制の確立、会計事故防止に向けた研修の充実についての依頼があったところである(平成21年1月23日付け20教総法第544号「会計事故防止に向けた区市町村の取組推進について」)。

そこで、この規定の策定においては、会計事故を未然に防止し、私費会計の適正さを確保するためにも鋭意取り組まれたい。また併せて、この規定がより実効性をもつよう、私費会計の手引き等具体的な事務処理マニュアルの作成も検討されたい。(学校教育部)